

## 貨物自動車運送事業法

### 1. 案内情報

手続名	: 運行管理者試験受験申請
手続根拠	: 貨物自動車運送事業法第21条第3項 貨物自動車運送事業輸送安全規則第32条第2項
手続対象者	: 自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。） 又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験（自動車事故対策機構が行う基礎講習を修了することをもって代えることができる。）を有する者。
提出時期	: 指定試験機関において、試験の期日、場所その他試験に必要な事項を公示します。
提出方法	: 運行管理者試験受験申請書を作成し、指定試験機関へ提出してください。
手数料	: 6,000円（詳しくは指定試験機関へお問い合わせください。）
添付書類	: 詳しくは指定試験機関へお問い合わせください。
申請書様式	: 詳しくは指定試験機関へお問い合わせください。
記載要領・記載例	: 詳しくは指定試験機関へお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先	: 【指定試験機関】 (財) 運行管理者試験センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2 03-5367-2357
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先